第三十七条の四の十を第三十七条の四の十三とする。

第三十七条の四の九第一項中「第八十七条の六第十一項」を「第八十七条の六第十二項」に、「若しくは第三号から第五号まで」を「から第八号まで」に、「第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は第十六条第六項」を「第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項又は前条第九項」に、「第三十七条の四の四第一項」を「第三十七条の四の七第一項」に改め、同条第二項中「第八十七条の六第十一項」を「第八十七条の六第十二項」に改め、同条を第三十七条の四の十二とする。

第三十七条の四の八第三号中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に改め、同条を第三十七条の四の十一とする。

第三十七条の四の七を第三十七条の四の十とし、第三十七条の四の六を第三十七条の四の九とし、第三十七条の四の五を第三十七条の四の八とする。

第三十七条の四の四第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第十条」を「以下第十条」に、「同条第七項に」を「同条第八項に」に改め、同条を第三十七条の四の七とする。

第三十七条の四の三第一項中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に改め、同条を第三十七条の四の六とする。

第三十七条の四の二第一項中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に、「第三十七条の四の八」を「第三十七条の四の十一」に改め、同条を第三十七条の四の五とする。

第三十七条の四第二項中「第三十七条の四の五第一項」を「第三十七条の四の八第一項」に、「第三十七条の四の六」を「第三十七条の四の九」に改め、同条第五項中「第三十七条の四の四第二項」を「第三十七条の四の七第二項」に、「第三十七条の四の五及び第三十七条の四の六」を「第三十七条の四の八及び第三十七条の四の九」に改め、「（施行令第四十六条の八の二第五項に規定する電磁的記録をいう。）」を削り、同条を第三十七条の四の四とする。

第三十七条の三の二の次に次の三条を加える。

（承認酒類製造者の申請書及び事業計画書の記載事項）

第三十七条の四　法第八十七条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　申請者の酒類の製造場（その者が二以上の製造場を有する場合には、それぞれの製造場。次条第一項第二号において同じ。）の所在地及び名称

三　法第八十七条第六項第二号から第四号までのいずれにも該当しない旨

四　その他参考となるべき事項

2　法第八十七条第五項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　申請者の酒類製造業の現状

三　施行令第四十六条の七の二に規定する経営基盤の強化のための取組

四　前号の取組についての計画期間、第二号の現状を踏まえた目標及び当該目標を達成するために必要な具体的措置

五　その他参考となるべき事項

（実績報告書の記載事項等）

第三十七条の四の二　法第八十七条第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に定める事項とする。

一　法第八十七条第七項に規定する書面を提出する者（以下この項において「提出者」という。）の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　提出者の酒類の製造場の所在地及び名称

三　対象年度（法第八十七条第七項に規定する対象年度をいう。以下この項において同じ。）

四　法第八十七条第三項第一号又は第二号のいずれにも該当しない旨

五　対象年度の前年度又は対象年度の末日において提出者との間に完全支配関係がある者がある場合には、当該完全支配関係を系統的に示した図

六　対象年度において実施した前条第二項第四号に掲げる目標を達成するための具体的措置及び当該目標の達成状況

七　対象年度の翌年度以降において実施する前条第二項第四号に掲げる目標を達成するための具体的措置

八　対象年度の十二月三十一日の属する年（法人にあつては、対象年度の一月一日の直前に終了した法第二条第二項第十九号に規定する事業年度）における提出者の売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費並びに酒類の品目別の売上金額その他の酒類製造業の経営に関する事項

2　前項第八号に掲げる事項については、国税庁長官、国税局長又は税務署長に当該事項を記載した書面を提出し、又は当該事項を記録した電磁的記録（施行令第四十六条の八の二第五項に規定する電磁的記録をいう。第三十七条の四の四第五項において同じ。）を提供している場合には、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。

（承認酒類製造者をやめようとする場合の届出書の記載事項）

第三十七条の四の三　施行令第四十六条の七の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　法第八十七条第六項の承認を受けた年月日

三　その他参考となるべき事項